

野村ダム操作規則

四国地方整備局訓令第22号

令和2年3月19日

野村ダム操作規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 貯水池の水位等（第3条～第10条）
- 第3章 貯水池の用途別利用（第11条～第13条）
- 第4章 洪水調節等（第14条～第21条）
- 第5章 貯留された流水の放流（第22条～第27条）
- 第6章 点検，整備等（第28条～第30条）
- 第7章 雑則（第31条）

附則

第1章 総 則

(通則)

第1条 野村ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 野村ダムは、洪水調節並びにかんがい用水及び水道水の供給をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒300立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期及び非洪水期)

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月16日から10月15日までの期間
- 二 非洪水期 10月16日から翌年6月15日までの期間

(水位)

第5条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(平常時最高貯水位)

第6条 貯水池の平常時最高貯水位は、標高169.4メートルとし、第17条の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水時最高水位)

第7条 貯水池の洪水時最高水位は、標高170.2メートルとし、第17条本文の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水貯留準備水位)

第8条 洪水期における貯水池の最高水位（以下「洪水貯留準備水位」という。）は、次の各号に掲げる期間において、それぞれ当該各号に定める水位とし、第17条の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

- 一 6月16日から7月14日までの期間 6月15日の水位標高169.4メートルと7月15日の水位標高166.2メートルから等差的に算出される水位
- 二 7月15日から10月15日までの期間 標高166.2メートル

(予備放流水位)

第9条 6月16日から7月14日までの期間における予備放流水位は、標高166.2メートルとする。

(最低水位)

第10条 貯水位の最低水位は、標高148.0メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

- 第11条 洪水調節は、第8条第一号及び第二号に掲げる期間にあつては、標高166.2メートルから標高170.2メートルまでの容量3,500,000立方メートル、非洪水期にあつては、標高169.4メートルから標高170.2メートルまでの容量800,000立方メートルを利用して行うものとする。
- 2 洪水に達しない流水の調節は、第8条第一号に掲げる期間にあつては、当該日の洪水貯留準備水位から標高170.2メートルまでの容量、同条第二号に掲げる期間にあつては、標高166.2メートルから標高170.2メートルまでの容量3,500,000立方メートル、非洪水期にあつては、標高169.4メートルから標高170.2メートルまでの容量800,000立方メートルを利用して行うものとする。

(かんがい用水の供給のための利用)

第12条 かんがい用水の供給は、第8条第一号に掲げる期間にあつては、標高148.0メートルから当該日の洪水貯留準備水位までの容量のうち、6月15日の容量10,200,000立方メートルと7月15日の容量7,800,000立方メートルから等差的に算出される容量を最大とする容量、同条第二号に掲げる期間にあつては、標高148.0メートルから標高166.2メートルまでの容量9,200,000立方メートルのうち最大7,800,000立方メートル、非洪水期にあつては、標高148.0メートルから標高169.4メートルまでの容量11,900,000立方メートルのうち最大10,200,000立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第13条 水道用水の供給は、第8条第一号に掲げる期間にあつては、標高148.0メートルから当該日の洪水貯留準備水位までの容量のうち、6月15日の容量1,700,000立方メートルと7月15日の容量1,400,000立方メートルから等差的に算出される容量を最大とする容量、同条第二号に掲げる期間にあつては、標高148.0メートルから標高166.2メートルまでの容量9,200,000立方メートルのうち最大1,400,000立方メートル、非洪水期にあつては、標高148.0メートルから標高169.4メートルまでの容量11,900,000立方メートルのうち最大1,700,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第14条 肱川ダム統管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 松山地方気象台から愛媛県南予北部において、降雨に関する注意報、警報又は特別警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

2 所長は、第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第15条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 四国地方整備局、大洲河川国道事務所その他の細則に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検並びに整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第16条 所長は、第8条第一号に掲げる期間において洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合に、水位が予備放流水位を超えているときは、水位を予備放流水位に低下させるため毎秒300立方メートルを限度として放流を行うものとする。

(洪水調節)

第17条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

一 流入量が、毎秒300立方メートルから毎秒1,190立方メートルの間であって増加し続けているときは、毎秒 $\{(流入量 - 300) \times 0.790 + 300\}$ 立方メートルの水量を限度として放流すること。

二 前号の方法による操作の後、流入量が減少し始めた時以後は、毎秒 $\{(前号の方法による操作中における最大流入量 - 300) \times 0.790 + 300\}$ 立方メートルの水量を、流入量が当該水量に等しくなるとき又は流入量が前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなるときまで放流すること。

三 前号の方法による操作の後、流入量が第1号の方法による操作中における最大流入量を超えた時以後は、前2号に規定する方法により放流すること。

四 第18条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒300立方メートルを下まわるまでの間に流入量がふたたび増加した場合で、流入量が放流量と等しくなったとき以後は、流入量が毎秒 $\{(当該放流量 - 300) \times 1 / 0.790 + 300\}$ 立方メートルに等しくなるときまで、当該放流量に相当する水量を放流すること。

五 流入量が、前号に規定する毎秒 $\{(当該放流量 - 300) \times 1 / 0.790 + 300\}$ 立方メートルを超えたとき以後は、前4号に定める方法により放流すること。

六 流入量が毎秒1,190立方メートルを超えたとき以後は、流入量が毎秒1,000立方メートルに等しくなるときまで、毎秒1,000立方メートルの水量を放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第18条 所長は、前条本文の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が、洪水期にあつては洪水貯留準備水位、非洪水期にあつては平常時最高貯水位をそれぞれ超えているときは、速やかに水位をそれぞれ洪水貯留準備水位又は平常時最高貯水位に低下させるため、洪水調節を行った後にあつては前条本文に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあつては毎秒300立方メートルの水量を限度として、放流を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第19条 所長は、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合においては、細則で定めるところにより洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第20条 所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第21条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなつたと認める場合には、その後の流水を貯留して第8条第一号に掲げる水位に上昇するよう努めるものとする。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第22条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合にダムから放流することができる。

一 第8条第一号に掲げる期間で、水位をそれぞれ当該洪水貯留準備水位に低下させるとき。

二 第28条第1項の規定により、ゲート等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の制限は、毎秒300立方メートルとする。

(放流の原則)

第23条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、細則で定めるところにより放流によって下流に急激な水位の変動が生じないように努めるものとする。

(放流量)

第24条 ダムから放流を行う場合においては、この規則に特別の定めがある場合にあつては当該規定に定める量、その他の場合にあつては流入量に相当する量を超えてはならない。

(下流の既得用水のための放流)

第25条 所長は、下流の既得用水のため、ダムから毎秒0.80立方メートルの水量の流水の放流を行わなければならない。

(放流に関する通知等)

第26条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第27条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則に定める。

第6章 点検，整備等

(計測，点検及び整備)

第28条 所長は，ダム，貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測，点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は，前項の規定による計測，点検及び整備を行うため細則で定めるところにより，基準を定めなければならない。

(観測)

第29条 所長は，ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は，前項の場合に準用する。

(記録)

第30条 所長は，ゲート等を操作し，第28条第1項の規定による計測，点検及び整備を行い，並びに前条第1項の規定による観測を行ったときは，細則で定める事項を記録しておかななければならない。

第7章 雑 則

(細則)

第31条 この規定に定めるもののほか，この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は，四国地方整備局長が定める。

附 則

この訓令は，令和2年4月1日から適用する。